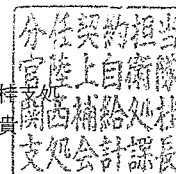


入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処特支処
会計課長 増田 有貴



下記のとおり、一般競争入札を執行する。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：(5) 庁舎・荷物用エレベーター一点検保守役務
- (2) 概要：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊桂駐屯地
- (4) 履行期限：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち「役務の提供等」における等級が「D」以上の者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約担当官（国の全ての機関を含む）から一般競争参加資格停止、又は指名停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

3 入札（現場）説明会及び競争入札の日時等

- (1) 説明会場所：実施しない
- (2) 入札場所：桂駐屯地 本部庁舎1階 多目的室（会計課事務室前）
日時：令和4年3月24日（金）11：00（時間厳守）

4 入札参加手続

入札参加希望者は、令和4年3月22日（水）17：00までに別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し「資格審査結果通知書」の写し（申請中の者は、受付証明を提出し、資格決定後速やかに写しを提出）を添えて下記担当まで申し込むものとする。（FAX可）

5 落札決定方法：総額決定（外税方式）

6 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処桂支処 会計課 契約班

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札及び契約条件

- (1) 入札者は、消費税を含まない（税抜）金額を入札書に記載する。
- (2) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成し提出するものとする。






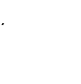
10 入札の無効。

- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (2) 電話及びFAXによる入札。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札。

11 その他。

- (1) 郵便による入札は「書留」とし送付時に担当まで連絡するとともに、入札日前日17時までに担当者必着。なお、事前に郵便入札の連絡がない場合において、入札書が不着の場合は、辞退として取り扱う。郵便入札者がある場合に再度入札となった場合は再度入札日を別途連絡する。
- (2) 代理人による入札は委任状を事前に提出すること。
- (3) 入札及び契約に関する問合せ先：京都市西京区川島六の坪（桂駐屯地）陸上自衛隊関西補給処桂支処会計課契約班 担当 吉田。
TEL (075) 381-2125 (内線515) FAX (075) 381-8881。
- (4) 仕様書及び作業に関する問合せ先：京都市西京区川島六の坪（桂駐屯地）陸上自衛隊関西補給処桂支処管理課営繕班 担当 岡田。
TEL (075) 381-2125 (内線382)。

(5) 庁舎・荷物用工レベーター・点検保守役務

件名	(5) 庁舎・荷物用工レベーター・保守・点検役務				図面番号	1 / 10
図名	表紙				縮尺	—
支処長	総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画		設計者
						
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班						令和 5年 3月 9日

仕様書

- (1) 役務件名：(5) 庁舎・荷物用エレベーター一点検・保守役務
- (2) 役務場所：京都府京都市南区久世高田町336 陸上自衛隊桂駐屯地内
- (3) 工期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 役務概要：エレベーター一点検保守 一式
- (5) 一般事項

項目	事項
1 共通仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて「建築基準法」、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」、メーカーメンテナンス要領等関係諸規則による。 ・ 設計図書等に定められた内容に疑義が生じた場合は現場の機器の状況等で、設計図書等によるものが困難もしくは不都合が生じた場合は、全て監督職員と協議し、監督職員の指示に従うこと。なお、変更に際し契約金額及び工期は変更しないものとする。
2 疑義に対する協議等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に速やかに報告すること。 (2) 役務実施に際し、本仕様書等に記載無き事項と言えども、実施上又は機器本来の機能を通正かつ安全に発揮させるために当然必要な作業や補修等については、請負者の負担により良心的に実施すること。 (3) 既存施設部分、役務目的物の点検保守済み部分等については、当該役務に関する部分のよう適切な養生を行うこと。また役務完了に際しては、当該役務に関する部分の後片付け及び清掃を実施すること。 (4) 役務中、各施設等に損傷を与えた場合は請負者の責任において速やかに復旧すること。また、第三者等に損傷を与えた場合には、請負者の責任において補償すること。 (5) 役務に必要な電気、水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。 (6) 火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員に許可を得た後、使用すること。 (7) 役務関係場所以外への立ち入りを禁止する。また喫煙は指定された場所で喫煙すること。 (8) 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理すること。 (9) 請負者は、施工条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。 (10) 役務実施時間は、午前8時15分から午後5時までを原則とする。また時間外、土曜・日曜、祝祭日に役務を実施する場合は、監督職員に速やかに報告し、承諾及び指示を受けること。 (11) 役務における入門手続きは、駐屯地の諸規定に従うこと。 (12) 役務に際し、官側に提出する書類（指工届、工程表、現場代理人等通知書等）は必要部数を添えて、監督職員が指示する期日までに遅延なく提出すること。 (13) 本役務において必要な工具類やグリス等消耗品等は請負者の負担とする。
4 役務写真	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役務写真は、各二週毎、点検保守前、点検保守中、点検保守完了及び隠蔽となる箇所、異常等がある箇所、その他監督職員が指示する箇所等撮影すること。なお、写真の撮影要領は作業内容（各部）が確実に確認出来ること。 (2) 役務写真は、カラーコピー版により工事写真写真帳に整理の上、官側に提出すること。

(6) 特記事項

項目	事項
1 点検保守対象機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本役務は下記のエレベーターについて点検保守を実施すること。 (1) 建物名称及び設置場所：庁舎（1～3階）、集約倉庫（1～2階） (2) 製品メーカー：庁舎（東芝エレベーター製）、集約倉庫（ダイコー製） (3) 数量：各1台 (4) 設置年月：平成25年11月 (5) 型式：ロープ式エレベーター マイコン制御（インバーター制御式機械室なし）
2 点検保守	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本役務における点検保守要領は月1回（法定定期検査）とし、点検保守項目及び点検周期は別表によるものとする。選降監視を行う際は、別表に示す項目、周期により点検保守を行うことが出来る。点検保守結果は、建築保全業務報告書作成の手引き及びメーカー指定様式により報告書を作成し、写真と共に点検毎提出すること。 (2) 本役務の対象機器等の点検保守実施においては、状態を十分点検し給油や調整、清掃等確実に実施すること。 (3) 本役務においては、昇降機等の附属装置に対しても点検保守すること。 (4) 本役務においては、官側が指示する提出書類（指工届、現場代理人等通知書等）の他、下記の書類を必要部数添えて指定期日までに提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 作業計画書 2部 イ. エレベーター作業報告書 2部 ウ. エレベーター定期検査報告書 2部 エ. その他指示された書類 2部 (5) 本役務実施に際し、監督職員と綿密に調整し、点検保守に関する諸法令を厳守すると共に、請負者の責任、負担において適切に実施すること。 (6) 本役務において、メーカー独自の工具を用いて点検・調整、整備を実施する必要がある箇所についても、確実に技術者による点検・調整、整備を実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 官側から故障や事故発生等の連絡を受けたときは、技術者を速急当該駐屯地に派遣し、必要な処置を迅速かつ適正に講ずること。そのため契約工期内は24時間緊急時に対応できるように連絡体制や安全管理体制を十分に確立し、関係者全てに本役務の内容や対処要領、駐屯地までの位置関係等周知徹底すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、大規模災害時は速やかに対応すること。 ・ 本役務において、異常が確認された場合には、速やかに原因を究明し、処置・対策等を図示や写真等により監督職員に書面により報告すること。その際、部品交換や特別な作業等を要する場合は、所要の具類を速やかに提出すること。 ・ 役務作業実施に際しては、監督職員と調整の上、工程表等を作成、提出し許可を得た後、実施すること。なお、日程変更等は相互に別途調整すること。 ・ 本役務において、機器本来の機能が十分に適正かつ安全に発揮されるよう、試運転調整し動作確認をすること。 ・ 本役務作業終了後、現場の清掃・後片付けを実施し、監督職員に報告、検査官の完了検査を受けたこと。なお手直しが生じた場合は、速やかに手直しを行い再検査を受け、合格をもって完了とする。
3 事故発生時等の対応	
4 異常の有無報告	
5 日程調整	
6 試運転調整	
7 完了検査	

役務関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター一点検保守役務	図面番号	2 / 10
図面名称	仕様書 (1)	縮尺	
関西補給処桂支処総務部			
令和5年3月9日			

8 別表 (点検項目及び点検周期: 建築保全業務共通仕様書、メーカーメンテナンス要領)

項目	事項	点検周期
1 機器類		3ヶ月
a. 主閉閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	(1) 制御盤や起動盤等の作動の良否を点検 (2) 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検 (3) 電動機主回路、制御回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗を測定し、良否を確認 (4) 主閉閉器の操作及び動作の良否を点検 (5) 電磁接点の接点磨耗の有無を点検 (6) 制御盤内の清掃実施 (7) 冷却ファンの回割れ、ロープ溝の磨耗及びロープスリップの有無を点検	1年 1年 6ヶ月 6ヶ月 1年 6ヶ月
b. 巻上機	(1) スリップの異常の有無を点検	1年
c. 電磁ブレーキ	(1) ブレーキスライツ接点の脱落、荒損及び磨耗の有無を点検 (2) ブレーキスライツの磨耗の有無を点検 (3) プレーキスライツの磨耗の有無を点検 (4) 制動力を点検、良否の確認	3ヶ月 6ヶ月 1年 1年
d. そらせ車	(1) ロープ溝の磨耗の有無及び取り付け状態の良否を点検 (2) 回転状態の異常の有無を点検 (3) 各すべり軸受又は転がり軸受け部への給油を実施	3ヶ月 3ヶ月 1年
e. 電動機	(1) 作動の良否を点検 (2) 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検 (3) 電動機コンダクタ、パイロットセネレクタの作動の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月
f. かご制関連機	(1) 異常音及び異常振動の有無を点検 (2) ロープ溝の磨耗の有無を点検 (3) 過速スイッチ及びリヤッチの作動速度を確認し、基準への適合の確認 (4) 各すべり軸受又は転がり軸受け部への給油を実施 ・地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止措置の良否を点検	3ヶ月 1年 1年
g. 機器の耐震対策	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 正常に機能していることを確認	6ヶ月 6ヶ月
h. かご速度検出	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 正常に機能していることを確認	3ヶ月 3ヶ月
2 かご		3ヶ月
a. 運行状態	・加速・減速の良否並びに基準段差及び異常振動の有無を点検 ・摩擦、さび及び腐食による劣化の有無を点検	3ヶ月 3ヶ月
b. かご室の周壁、天井及び床	(1) ドアシユュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検 (2) 取付状態の良否及び戸の閉鎖の適否を点検	1年 1年
c. かごの戸及び戸数	(1) 取り付け状態及び作動の良否を点検 (2) ハンガーのおどり止めの状態が適切であるか点検	6ヶ月 6ヶ月
d. ハンガーローラ	・運動ロープ、チェーンのテンション状態、破断、磨耗及び取付け状態の良否を点検	1年
e. かごの戸運動	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 磨耗及びさびの有無を点検	6ヶ月 6ヶ月
f. ドアレール	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 磨耗及びさびの有無を点検	6ヶ月 6ヶ月
g. かごの戸のガイド	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月
h. 戸閉め安全装置	(1) 戸の反転動作機能の良否を点検 (2) ケーブルの取付状態及び損傷の有無を点検	3ヶ月 1年
i. かご操作盤	(1) 作動の良否を点検 (2) 取付状態の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月

項目	事項	点検周期
j. かご内位置表示灯	・球切れの有無を点検	3ヶ月
k. 外部への連絡装置	(1) 呼出し及び通話の良否を点検 (2) 装置の機能異常の有無を点検 (3) 電話回線を使用している場合、電話回線の異常の有無を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月
l. 照明	(1) 球切れ及びびらつきの有無を点検 (2) 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無を点検 (3) 照明の状態を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月
m. 停電灯装置	(1) 点灯状態の良否を点検 (2) 必要な照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーの点検確認	3ヶ月 1年
n. 換気扇及びファン	(1) 回転状態の作動の良否を点検 (2) ルーバーの汚れの有無を点検 (3) ファンの状態を点検	3ヶ月 3ヶ月 3ヶ月
o. 停止スイッチ	・作動の良否を点検	3ヶ月
p. 注意名板の表示	・用途、積載質量(又は積載量)及び最大定員の表示の適否を点検 ・出入口の床先とかごの床先との水平距離が規定値内であるか確認	3ヶ月 1年
q. かご床先と昇降路壁の水平距離	・作動の良否を点検	1ヶ月
r. 光電装置	・施設及びスイッチの作動の良否を点検	1年
s. 側部兼出口	(1) 取付状態の良否を点検	3ヶ月
t. 専用操作盤	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月
u. 鏡・手すり	・取付状態の良否を点検	3ヶ月
v. 床合せ補正装置	・着床面を基準として規定値内の位置において補正することが出来ることを確認	3ヶ月
3 かごの周囲及び昇降路		3ヶ月 3ヶ月
a. かごの上部の外観	(1) 汚れの有無を点検 (2) 汚れの有無を点検	3ヶ月 3ヶ月
b. 戸の開閉装置	(1) 戸の開閉状態及び閉鎖時間の良否を点検 (2) 閉鎖機構の取付状態の良否を点検 (3) 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検 (4) 各すべり軸受又は転がり軸受け部への給油を実施 (5) ギヤヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検 (6) 各スライツ接点の磨耗の有無を点検 (7) その他開閉装置各部品や構成品の状態を点検	3ヶ月 1年 1年 1年 1年 1年
c. おもりのつり車	(1) 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検 (2) ロープ溝の磨耗の有無を点検 (3) 取付状態の良否及び亀裂の有無を点検 (4) 各すべり軸受又は転がり軸受け部への給油実施	1年 1年 1年 1年

役務関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	3 / 10
図面名称	仕様書 (2)	縮尺	
関西補給処桂支処総務部			
令和5年3月9日			

(7)別表 (点検項目：建築保全業務共通仕様書、メーカーメンテナンス要領)

項目	事項	頻度	備考
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	・ 作動の良否を点検	6ヶ月	
e. ガイドシユュー又はローラーガイド	・ 取付状態の良否及び摩耗の有無を点検	1年	
f. 主索及び調速機ロープ	(1) 破断、摩耗及び錆びの有無を点検、基準との適合を確認 (2) 取付け状態の良否及びダブルナット、割ヒンの劣化の有無を点検 (3) すべての主索が、広ば均等な張力であることを点検	1年 1年 6ヶ月	
g. ガイドレール及びブラケット	(1) 取付状態の良否を点検 (2) さび、変形及び摩耗の有無を点検 ・ 作動した場合に警報を発生し、かつ戸が閉まらないことを確認	6ヶ月 1年	
h. はかり装置	・ 取付状態の良否を点検 ・ 取り付け状態の良否、作動の良否を点検	6ヶ月	
i. つり合いおもり	・ 取付状態の良否を点検	6ヶ月	
j. 上部フアイナルリミットスイッチ	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月 6ヶ月	
k. 頂部安全距離確保スイッチ	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月 6ヶ月	
l. 頂部綱車	(1) 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検を実施 (2) ロープ溝の摩耗の有無を点検を実施 (3) 取付状態の良否及び亀裂の有無を点検を実施 (4) 各すべり軸受又は駆り軸受け部への給油を実施	1年 1年 1年 1年	
m. 誘導板・強制停止リミットスイッチ	・ 取り付け状態の良否、作動の良否を点検	1年	
n. 中間つなぎ箱及び配管	・ 昇降機に直接関係のない配管配線やケーブル等がないことを確認	1年	
o. 着床装置	・ 作動の良否を点検	3ヶ月	
p. 給油器	(1) 給油機能の状態を点検 (2) 油量の適否を点検	6ヶ月 6ヶ月	
q. 終端階強制減速装置	・ 作動の良否を点検	1年	
r. 昇降路	(1) 各出入口数階下部の保護板の取り付け状態の良否を点検 (2) エレベーターに係る設備以外のもの有無を点検 (3) 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検 (4) 地震その他の他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認	1年 6ヶ月 1年 1年	
s. その他	・ その他かご周囲及び昇降路附属装置の作動の良否や状態を点検	6ヶ月	
4. 乗場			
a. 乗場ボタン	(1) 乗場呼びの作動の良否を点検 (2) 取り付け状態の良否を点検	3ヶ月 3ヶ月	
b. 位置表示灯	・ 表示灯の良否や異常の有無を点検	3ヶ月	
c. 非常解錠装置	・ 解錠に支障がないことを確認	1年	
d. 乗場の戸及び数階	(1) ドアシユュー及び数階溝の摩耗の有無を点検 (2) 取付状態の良否及びびとの隙間の適否を点検	6ヶ月 1年	
e. ドアインターロックスイッチ	(1) 作動の良否を点検	3ヶ月	
f. ドアクローザ	(2) 取り付け状態の良否を点検 ・ ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認	6ヶ月	
g. 乗場の戸ハガーローラ	(1) 取付状態及びび作動の良否を点検 (2) ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認	1年 1年	

項目	事項	頻度	備考
h. 乗場の戸運動ロープ及びフイナル	・ 運動ロープ、チェーソンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付状態の良否を点検 (1) 取り付け状態の良否を点検 (2) 摩耗及び錆びの有無を点検	1年 6ヶ月 6ヶ月	
i. ドアレール	・ その他乗場付属装置の作動や機能の良否や状態を点検	3ヶ月	
j. その他			
5. ピット			
a. 環境状況	(1) 漏水の有無を点検 (2) 汚れやエレベーターに係る設備以外のもの有無を点検 ・ 取り付け状態の良否、非常止め作動確認を行い異常ないことを点検	1年 1年 1年	
b. 非常止め装置	(1) 回転時に軸受けの異常音及び異常振動の有無を点検 (2) ロープ溝の摩耗の有無を点検	1年 1年	
c. かご下綱車	(3) 取り付け状態の良否及び亀裂の有無を点検 (4) 各すべり軸受又は駆り軸受け部への給油を実施	1年 1年	
d. 緩衝器	(1) 取り付け状態の良否を点検 (2) スプリング又ははブラソジャヤーの錆びの有無を点検	6ヶ月 6ヶ月	
e. ガバナロープ用及びその他の張車	(1) 走行中に異常音の有無を点検 (2) ロープ溝の摩耗の有無を点検 (3) ピット床面との隙間の適否を点検 (4) 各すべり軸受又は駆り軸受け部への給油を実施	3ヶ月 1年 1年 1年	
f. 移動ケーブル	(1) かごの運行時に、揺れ及び振れに異常の無いことを確認 (2) 取付状態の良否及び損傷、劣化の有無を点検	1年 1年	
g. 下部フアイナルリミットスイッチ	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月 6ヶ月	
h. 底部安全距離確保スイッチ	(1) 取付状態の良否を点検 (2) 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認	6ヶ月 6ヶ月	
i. かご下階防止措置	・ 機能の良否を点検	1年	
j. ピット冠水スリフ	・ 作動の良否を点検	1年	
k. つり合いロープ及び取付部	・ 取付状態の良否や錆、破断、劣化の有無を点検	1年	
l. つり合いおもり	・ かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離が規定値にあることを確認	1年	
底層隙間	・ 地震その他の他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認	1年	

役務関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター一点検保守役務	図面番号	4 / 10
図面名称	仕様書 (3)	縮尺	
関西補給処桂支処総務部			
令和5年3月9日			

項 目	事 項	速 滞 有 り
6 付加装置		
a. 地震時管制運転装置	・ 作動の良否を点検	1 年
b. 火災時管制運転装置	・ 作動の良否を点検	1 年
c. ビット浸水時管制運転装置	・ 作動の良否を点検	1 年
d. 停電時自動着床装置	(1) 作動の良否を点検 (2) 蓄電池に消耗等状態を確認	1 年 3ヶ月 3ヶ月
e. 2D多光軸(マルチビーム)ドアセーフタイ	・ 作動の良否を点検	3ヶ月
f. オートアナウンス装置	・ 作動の良否を点検	1 年
g. 各種戸閉め安全装置	・ 作動の良否を点検	1 年
h. 車椅子用	・ 操作盤の作動の良否や状態を点検	1 年
i. 選座のりばドア	・ 作動の良否や状態を点検	1 年
7 その他	・ 本エレベーターに備えられている装置や各部における作動の良否や状態を点検	3ヶ月

ア. 本役務において点検・保守に必要な消耗品類は次のとおりとする。なお、交換・補充等については請負者の負担とする。

装置等名称	エレベーターの仕様	項 目
制御盤・受電盤	・ ロープ式	・ 動力回路の接点器主接点及び補助接点、リード線、ヒューズ類の取替
電動機	・ ロープ式	(1) 回転機カーボンブラシ取替
巻上機	・ ロープ式	(2) 軸受グリスアアップ
調速機	・ ロープ式	(1) 補充用ギア油
かこの停電灯装置	・ ロープ式	(2) 軸受グリスアアップ
かこの操作盤	・ ロープ式	・ 軸受グリスアアップ
かこの階床表示	・ ロープ式	・ 停電灯ランプ取替
かこの上の戸の開閉装置	・ ロープ式	・ 操作盤ランプ取替
かこの上の機	・ ロープ式	・ 階床表示ランプ取替
かこの上のつり合いおもり	・ ロープ式	・ かこの内照明ランプの取替
乗場の乗場ボタン	・ ロープ式	・ 補充用ギア油
乗場の階床表示	・ ロープ式	(1) かこの上照明ランプ取替
昇降路・ビットの	・ ロープ式	(2) 給油器補充用油
かこ・おもり吊車		・ 給油器補充用油
		・ 押しボタンランプ取替
		・ 階床選択器の可動接点及びテーパークリーナ、かこの刷子、電球・管(LED含)階床表示ランプ、選択器のアクリルカバー等取替
		・ 軸受グリスアアップ

装置等名称	エレベーターの仕様	項 目
昇降路・ビットの調速機	・ ロープ式	・ 軸受グリスアアップ
昇降路・ビットの	・ ロープ式	・ 軸受グリスアアップ
昇降路・ビットの	・ ロープ式	・ 軸受グリスアアップ
昇降路・ビットの	・ ロープ式	(1) かこの下ブレーリアリングの取替
昇降路・ビットの	・ ロープ式	(2) 軸受グリスアアップ
昇降路・ビットの	・ ロープ式	・ ビット点検用照明ランプ取替
緩衝器		表示ランプの取替
付加装置(監視盤)	・ ロープ式	
その他、油脂類(各種潤滑油、油脂)等も含む。		

イ. 本役務において、遠隔常時監視・点検(故障データ収集、監視装置の点検含む)を行う場合は、監督職員の承認を得るものとし、下記の項目を基準とし点検・保守を行うこと。
なお、遠隔監視・点検に係る必要な経費は全て、請負者の負担によるものとする。

項 目	事 項
1 異常監視	(1) 閉じ込め (2) 起動不能 (3) 電源異常 (4) 制御装置異常 (5) 遠隔監視装置異常
2 管制運転監視	(1) 地震時管制運転 (2) 火災時管制運転 (3) ビット浸水管制運転

遠隔点検項目

上記の事項及び(7)別表で示す項目を実施

項 目	事 項
1 異常監視	(1) 電動機動作状態 (2) ブレーキ動作状態 (3) 制御機器動作状態 (4) かこの走行状態 (5) 着床状態 (6) 呼びボタン動作状態(回線の異常の有無含) (7) 戸開閉状態 (8) 戸開閉速度状態

役務関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	5 / 10
図面名称	仕様書(4)	縮 尺	
	関西補給処桂支処総務部		令和5年3月9日

遠隔点検項目

項目	事項
	(9) 戸閉め安全装置動作状態 (10) かご戸スワイッチ動作状態 (11) のりば戸スワイッチ動作状態 (12) インターホン(トスコール)動作状態 (13) かご内照明点灯状態 (14) かご内停電点検動作状態 (15) 荷重検出装置動作状態 (16) 昇降路リミットスワイッチ動作状態 (17) 安全スワイッチ動作状態 (18) ヒット検知 (19) 管制運転機能は、疑似信号により各管制運転機能を強制的に動作させ、管制運転時のエンベータの動作の良否を点検する。

※遠隔監視装置の点検は専門技術員による監視装置の点検を行うこと。

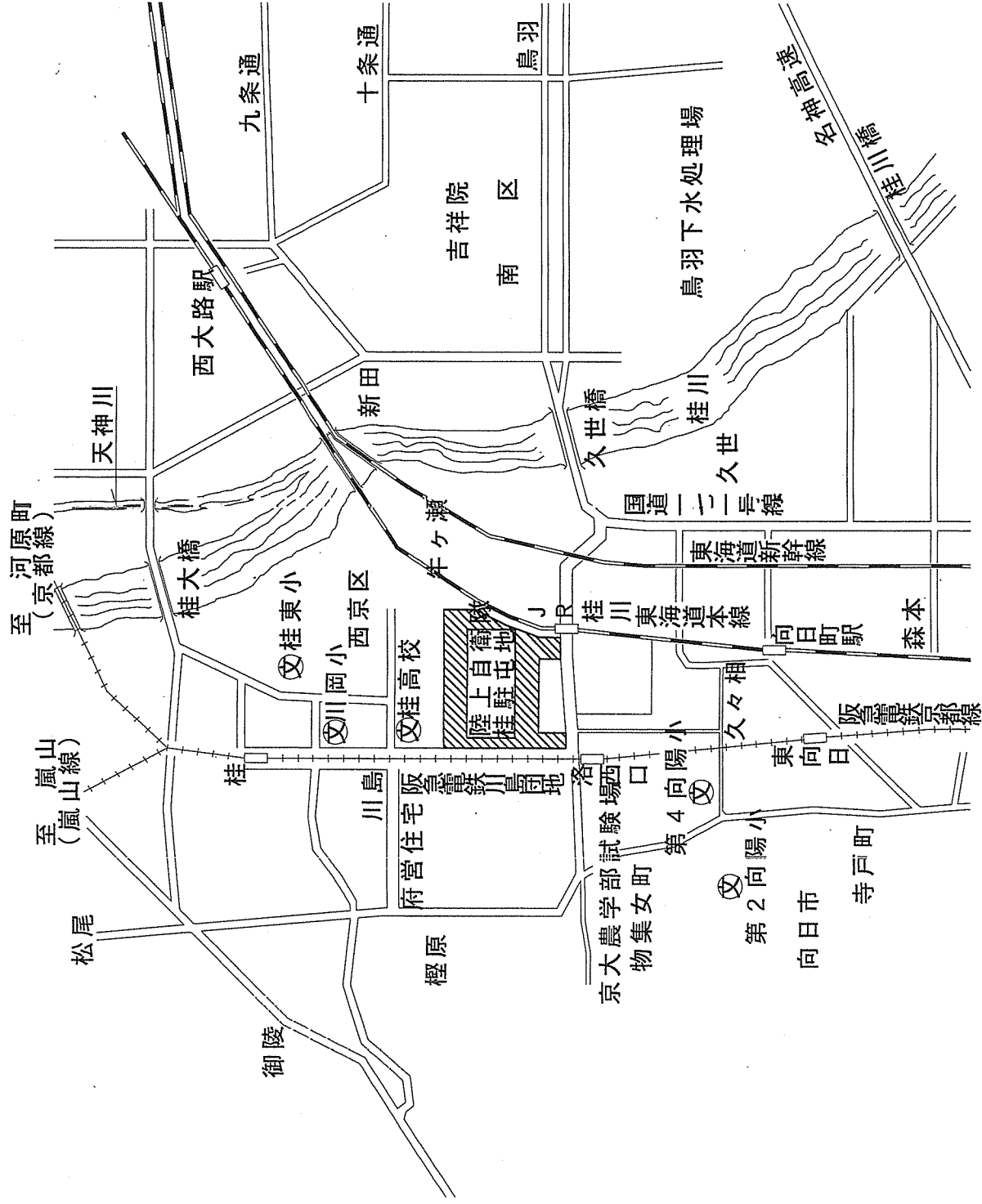
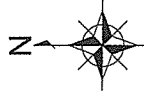
9 遠隔監視点検を行う場合、遠隔監視において点検し難い項目は現場点検するものとする。

10 新型コロナウイルスについて

事項
・新型コロナウイルスの感染及び感染拡大を防ぐため、下記事項について徹底すること。 (1) マスクの着用(咳エチケット)。 (2) 努めてソーシャルディスタンス(フィジカルディスタンス)を守ること。 (3) 手洗い及び手指の消毒を随時実施すること。 (4) 発熱時(37.5℃以上)の入門不可。

役員関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	6 / 10
図面名称	仕様書(5)	縮尺	
	関西補給処桂支処総務部		令和5年3月9日



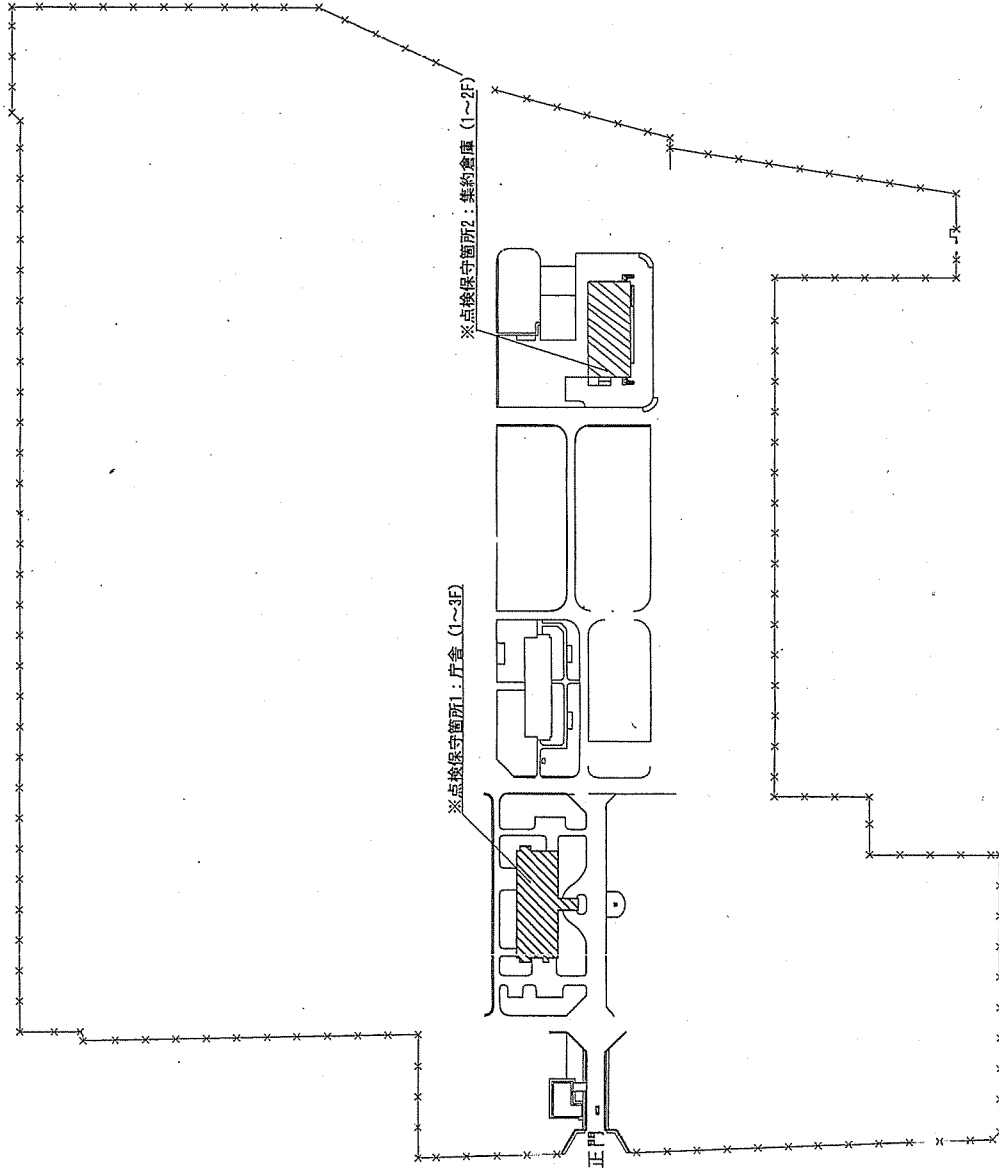
役務関係者以外不許複製

役務件名	(5) 庁舎・荷物工用エレベーター一点検保守役務	図面番号	7/10
図面名称	案内図	縮尺	No Scale
関西補給処桂支処総務部		令和5年3月9日	

至 大 阪

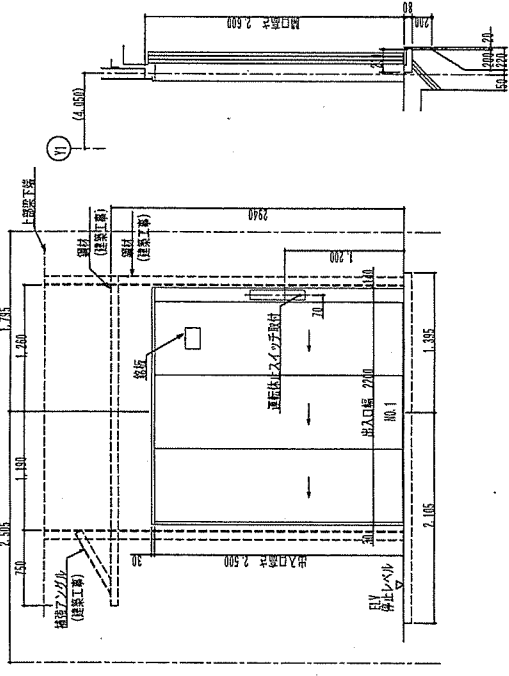
至 嵐山
(嵐山線)

至 河原町
(京都線)

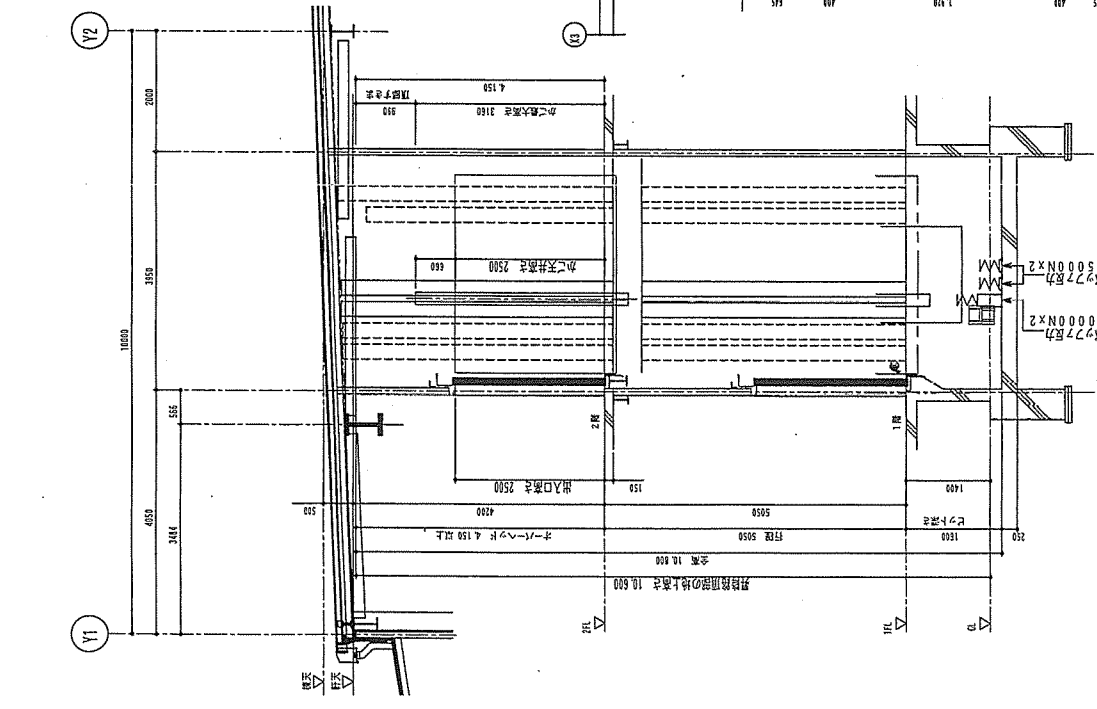


役務関係者以外不許複製

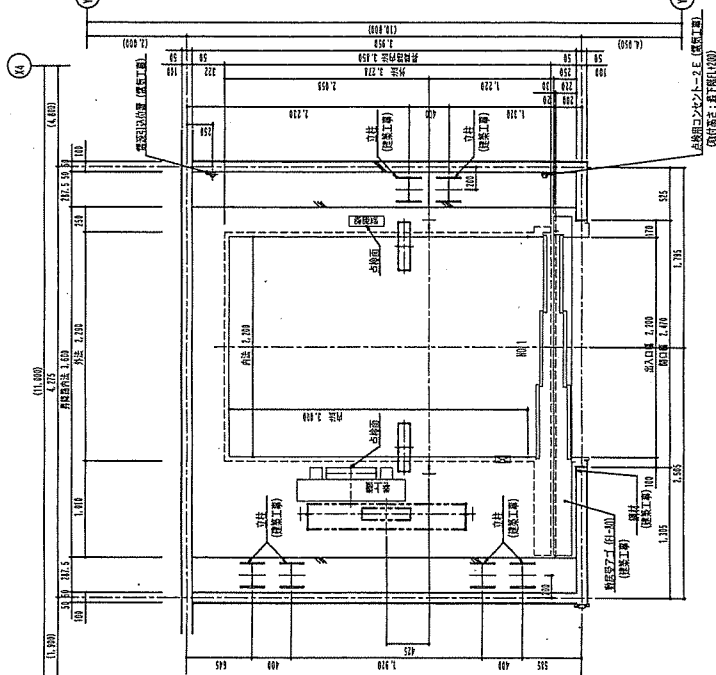
役務件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	図面番号	8/10
図面名称	配置図	縮尺	1/4000
関西補給処桂支処総務部		令和5年3月9日	



1階 出入口正面及断面 S = 1 : 30



昇降断面図 S = 1 : 30



1階昇降路平面図 (1 : 30)

原物用エレベーター仕様	
号 機 名	№1
型 式	複層エレベーター式荷物用エレベーター
用 途	荷物用
定格積載質量	3,000 kg
定格速度	45 m/min
運転方式	曳引自動式 (吊り絡み方式)
制御方式	交差インバータ制御方式
停止階	2 箇所 (1, 2 階)
かご寸法	開口 2,200 mm 奥行 3,000 mm 天井高さ 2,500 mm
出入口寸法	幅 2,200 mm 高さ 2,500 mm
戸 型 式	2 扉戸折開き (電動式)
電 動 機	1.5kW
動力用電圧	AC 3φ 200V 50Hz
制御用電圧	AC 1φ 100V 50Hz
連絡装置	仰角電話式インターホン (型式: E2)
設置場所	設置場所: (1 階 廊下)
リモートコントロール用インターフェース	
地震	有り (P波およびS波対応) (リスタート機能付)
火災	有り (火災と連動した地点による自動式)
停電	有り
目録	無し
建築基準法適用年度	2014年改正 (戸籍発行設置要件付)
変更履歴	変更履歴あり (大目録番号: 045-003-2) (火災、停電時動作) (全席)
規格	規格 JIS S 5000
メーカー	三菱電機株式会社
設置場所	桂駐屯地 (1 階 廊下)
特 記	設置時自働検査装置付
備 考	多機能ドアセンサー付
備 考	ビット配列調整装置設置
備 考	公共施設工事標準仕様書 (建築設備工事編) 平成 25 年度版
備 考	客席設置設備
備 考	キャブプレート (床より 300mm) ステンレスブライト仕上げ
備 考	インターホン子機 x 1 機

競争入札受付票

年 月 日

入札件名	(5) 庁舎・荷物用エレベーター点検保守役務	入札日時	令和5年3月24日1100～。
仕様書等受領者	住所		
	会社名	(電話 - -) (FAX - -)	
	受領者(役職・氏名)		
	※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。		

官側使用欄	申込手段	来隊電話(. .)	資格決定通知書	有・無
	仕様書等の交付	手交・郵便・メール	郵便入札	有・無
	入札参加確認	有・無	入札出欠	出・欠